

熱海市農業委員会

令和6年4月総会 議事録

1. 日 時	令和6年4月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 佐藤 瑞生 出席職員(事務局) 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 非農地証明申請について 3. 農地転用事実確認について 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について 5. 非農地証明申請について 6. 非農地証明申請について 7. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
事務局	(人事異動職員の挨拶)
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番相磯さんと6番松浦さんです。議案1号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。土地の所在が水口町、地目が登記畑・現況山林、面積244㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和46年3月31日、耕作以外に供した理由が、昭和46年3月にの一部244㎡を、新築した建物の敷地としたため、農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法の手続きに詳しくなかったためということです。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、

宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。補足ですが、業者が何度も相談に来ているんですが、後ろの写真を見てもらえればわかると思いますが、耕作しているので非農地にはできませんと、何度も説明しているが理解してもらえず、どうしても申請を出すということで、出てきた案件です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

安井さん調査に行った状況はいかがですか。

安井 靖雄委員

写真にあるとおり、耕作しているという現状でした。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございませんか。

長津一男推進委員

現況が山林になっているけど、畑じゃないの。

事務局

現況は税務課の判断になりますので、山林となっていますが、実際には畑をやっているという状況です。

山田 秀明議長

これが非農地証明になった時には、登記はどのような地目になるんですか。

事務局

登記は法務局の判断になるので、わかりません。

山田 秀明議長

建物があるんですね。

事務局

建物はないです。畑の部分だけです。

沢田 敏委員

建物と畑はつながっているの。

事務局

筆は違いますが、2メートルぐらいの法面があって、隣同士です。

田中公一推進委員

申請者がどうしたくて申請を出してきたんでしょうね。

事務局

結局は、売買したくて出してきたと思いますが、耕作する人に売るか、転用で売るかで申請を出してくださいと説明はしましたが、理解してもらえず、どうしても非農地に出したいということでした。非農地は農地じゃないから非農地であって、作物を育てているところは、絶対に非農地にはしないですという話はしたんですけど。

田中公一推進委員

耕作しているのは一部分でしょ。

事務局

いや、この写真が全面です。

安井 靖雄委員

全体が畑で、急勾配な場所で段々になっている状況です。

高橋 恒夫委員	竹藪は違うの。
事務局	竹藪は違います。家の通路の横から、写真の法面までです。
安井 靖雄委員	不承認となったら、申請者に通知してどうなるんですか。
事務局	申請者に不承認の通知をして終わりにになります。非農地の申請が、申請書の下ところに会長印を押して、農地でないことを証明しますということで、1部返却し法務局で地目の農地を外す作業を行います。今回は証明のほうは斜線を引き、不承認の通知をつけて返却します。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございますか。なければ不承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、泉元宮上分 地目が登記宅地・現況畑、面積423㎡。登記・現況畑、面積1229㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳。耕作以外に供した理由は、所有者がなくなっているため詳細は不明ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
尾崎隆英推進委員	写真を見てもらえればわかると思いますが、山林化していますので、非農地で問題ないと思います。
山田 秀明議長	登記が宅地になっているけど、住宅が建っていたんですか。
事務局	建っていないです。ここは前から相談に来ていたところで、ドローンの研修を行う場所にしたいということで、最初に今回の2筆で相談がありましたが、接道がないため5条申請は受付できないことを説明したところ、道路までの農地も購入する計画を立てたようで、先に手前の農地が非農地の許可を受け、今回の申請になりました。ドローンの許可については、農業委員会の管轄ではないため、許可を扱う機関で話を聞くように説明しました。現在は、写真で見ていただくとわかると思いますが、建物とかはなく、畑ではない状態です。現地を見に行った時も、今回の申請地には入る道がないため、道路から中に入らず、写真を見ながらの説明になりました。

た。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 3 号 転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号 農地転用事実確認願です。

土地の所在が、下多賀 登記田・現況その他、面積 1 2 4 7 m²、下多賀 登記田・現況その他、面積 8 9 m²です。許可年月日が令和 5 年 1 月 1 8 日。使用目的が介護・看護施設。建築面積が 3 7 2. 7 5 m²、転用完了年月日が令和 6 年 3 月 1 5 日。その他の農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯恵利子委員

ちゃんと建物が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長

これについては、令和 5 年 1 月に 5 条の許可が出て、建物ができて農地転用事実確認願が出てきたということです。ご意見等ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案第 4 号、農地法第 3 条の申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書についてです。

許可を受けようとする土地の状況は、泉元宮下分 地目が登記畑・現況畑、面積 6 3 8 m²です。契約の内容が所有権の移転、譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし、譲受人及びその世帯員の機械の所有の状況が、チェンソー 1 台・草刈り機 1 台・耕運機 1 台購入予定です。作付作物、作付面積が、柑橘類を 6 3 8 m²です。農作業に従事する者が、 男性、会社員、農作業経験等の状況が 2 年、年間農作業従事日数が 7 0 日、臨時雇用労働力がなし、備考が世帯員（年間従事日数 7 0 日）と農作業を行っていく。研修等受講予定ということです。住所地からの距離が、自宅から車で 3 時間ですが、農作業時は叔母宅より車で 3 0 分です。その他は農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第 1 種、用途区分が非線引き地区です。補足として、譲受人が荒れていた譲渡人の叔母の農地をどうしても残したくて 2 年かけて、写真の状況まで管理したということです。自宅は車で 3 時間と遠いですが、作業時は譲渡人の叔母宅より通う

ということです。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さん調査に行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員

現在は写真の状態で、まだまだですが畑に戻していくということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 5 号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号、非農地証明申請についてです。土地
の所在が、上多賀 登記田・現況畑、面積が 3 3 m²、上多賀 登
記・現況畑、面積が 8 1 m²、上多賀 登記山林・現況畑、面積 3 2
1 m²です。耕作以外に供した年月日が不詳、耕作以外の目的に供した理由が、前面
の道路拡張時ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳
しくなかったため。その他は、 が農地の区分が第 2 種、農振の区分
が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第 2 種、用途区分が無指定、その他は農
地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途
区分が第 2 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

最初の農地は接道がなく入ることができないため非農地で問題ないと思います。
次の農地は半分くらいアスファルトが張られていて、非農地で問題ないと思います。
最後の農地は山林化していて、非農地で問題ないと思います。

山田 秀明議長

他にご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 6 号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号、非農地証明申請についてです。土地
の所在が、泉元門川分 地目は登記畑・現況畑、面積が 3 1 4 m²、泉元
門川分 登記原野・現況畑、面積が 3 2 3 m²です。耕作以外に供した年
月日が平成 1 7 年 2 月、耕作以外の目的に供した理由が相続をしたが農業を行うこ
とができなかったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法
に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内、宅造
規制あり、風致地区が第 1 種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議を

山田 秀明議長	お願いします。
尾崎隆英推進委員	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
山田 秀明議長	太い木を切っている状態でしたが、根株が多く非農地で問題ないと思います。
事務局	農道入って、建物の裏のところですか。
事務局	そうです。ここも所有者から相談がありましたが、周辺がしっかり農業をやっている農地が多いので、先に組合に相談してみてはどうですかという話をしたところ、組合で農地がどういう状況か見たいということで、木を切って確認したということでした。
安井 靖雄委員	写真は木を切る前の写真ですか。
事務局	切った後の写真です。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 令和7年度調査・総会日程について
委員に説明し了承。
2. 令和7年度税制改正要望について
委員に説明し了承。
3. 令和7年度最適化施策に関する意見・要望について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

5 番委員 相 磯 恵 利 子

6 番委員 松 浦 忠 一